

箕面市立箕面萱野駅前南側交通広場送迎バス乗降場運営規程

(目的)

第1条 この規程は、箕面市立箕面萱野駅前交通広場条例第2条第2項第3号に定める送迎バス乗降場の運営方法について定めることを目的とする。

(運営方法)

第2条 送迎バス乗降場は、安全かつ円滑な輸送の確保及び利用者サービスの向上に資するため、箕面市長より送迎バス乗降場の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が協議会を設立し、送迎バス乗降場の運営を行うものとする。

2 使用者は協議会に入会しなければならない。

(協議会の名称)

第3条 この協議会は、「箕面市立箕面萱野駅前南側交通広場送迎バス乗降場運営協議会（以下「協議会」という。）」と呼ぶ。

(協議事項)

第4条 協議会は、次に掲げる事項について協議及び調整を行う。

- (1) 送迎バス乗降場の運営全般
- (2) 送迎バス乗降場の清掃・維持管理
- (3) 送迎バス乗降場の運営状況にかかる市への報告及び必要に応じた市との協議調整
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 箕面市長は、前項に関し、必要に応じて指導監督を行い、協議会はこれに従わなければならない。

(組織)

第5条 協議会は、使用者を委員とし構成する。

(役員)

第6条 協議会には次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(事務局)

第7条 協議会における協議調整事務の統括及び市との連絡窓口として、協議会に事務局を置く。

(協議会運営)

第8条 協議会の会議は、会長がこれを招集する。

- 2 委員は、会議の招集を求め、協議事項について提案することができる。
- 3 協議会の議事は、委員の誠意ある協議を経て合意を得ることを原則とする。

(遵守事項)

第9条 使用者は、下記事項を遵守するものとする。

- (1) 箕面市立箕面萱野駅前南側交通広場内（以下「広場内」という。）の車両速度は、時速20キロメートル以下とすること。
 - (2) 広場内においては、発進車両が優先すること。
 - (3) 区画線で仕切られた指定場所以外では駐停車しないこと。
 - (4) 第4条に規定されている事項を適正に遂行すること。
 - (5) 協議会で決議された事項を遵守すること。
 - (6) その他、広場の安全かつ円滑な管理運営のため箕面市長が必要と認めること。
- 2 箕面市長は、使用者が前項に掲げる事項を遵守しない場合は、一部又は全部の使用許可を取り消し、又は使用許可の条件を変更することができる。

(経理)

第10条 協議会の運営に関する費用は、使用者の負担をもって充てる。

(補則)

- 第11条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、その都度、箕面市と協議会で協議するものとする。
- 2 協議会運用開始にあたり、協議会の実務内容等を定めた覚書を箕面市長と協議会で締結する。

附則

この規程は、令和7年1月21日から施行する。